

○与那原町水道給水条例

1967年4月12日

条例第9号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第6条—第14条)
- 第3章 給水(第15条—第23条)
- 第4章 料金及び手数料(第24条—第33条)
- 第5章 管理(第34条—第39条)
- 第6章 貯水槽水道(第40条・第41条)
- 第7章 補則(第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、本町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 本町水道事業の給水区域は、町一円とする。

(給水の方法)

第3条 本町の水道は、沖縄県企業局の水道水を購入し、沖縄県企業局の量水器により使用量を計算して給水するものとする。

(給水装置の定義)

第4条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第5条 給水装置は、次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用として使用するもの
- (3) 臨時給水栓 建築工事、興行等臨時用として使用するもの
- (4) 共同用給水装置 2世帯以上の家庭が日常用水をして共同使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の定義)

第6条 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、移設又は撤去等の工事をいう。

(給水装置工事の申込み)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))

第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下これらを「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ水道事業管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 中・高層住宅(以下「借住宅」という。)の給水装置については、別に規程で定める。

3 給水装置の新設工事又は改造工事(増径)の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、次の表に掲げる区分に応じた加入金に 100 分の 110 を乗じて得た金額を納付しなければならない。ただし、その金額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

メーター口径	加入金
13mm	14,280 円
20mm	38,090 円
25mm	62,850 円
40mm	192,380 円
50mm	285,710 円
75mm	714,280 円
100mm	1,214,280 円

(注)

(1) 改造工事(増径)の場合は、新旧メーターの口径に係る加入金額の差額を加入金額とする。

(2) 既納の加入金は、返還しない。ただし、工事の申込みの取消し、設計の変更等、管理者が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(工事費用の負担)

第 8 条 給水装置工事に要する費用は、当該工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものについては、町がその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第 9 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定した者(以下「指定給水工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事の竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第 1 項の規定により、管理者が工事を施行する場合には、管理者は当該工事に関する利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

(給水装置の修繕等)

第 10 条 給水装置の破損、故障又は水質に異状があるときは、給水関係者は直ちに修繕その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。ただし、町においてこれを発見し、必要があると認めるときは請求がなくても町は工事その他必要な処置を行う。

2 前項の場合における工事に要した費用は、軽微なものを除き、これを給水関係者の負担

とする。

3 給水装置竣工後 1 箇月以内において、工事に瑕疵かしがあることを発見したときは、町費をもってこれを補修する。

(給水管及び給水用具の指定)

第 10 条の 2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために必要があると認めるときは、配水管への取水口から水道量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道量水器までの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

3 第 1 項の規定による指定の権限は、法第 16 条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水停止のために認められたものと解釈してはならない。

第 11 条から第 13 条まで 削除

(給水装置の変更等の工事)

第 14 条 管理者は、配水管の移設その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくとも当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第 3 章 給水

(給水の原則)

第 15 条 給水は、非常災害、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても町は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第 16 条 給水を受けようとする者は、管理者の定めるところにより、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第 17 条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき又は管理者が必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため町内に居住する代理人を置かなければならない。

(私設消火栓の使用)

第 18 条 私設消火栓は、消火又は消火演習のほかは、使用してはならない。

2 私設消火栓を消火演習に使用するときは、管理者の指定する町職員の立会いを要する。  
(量水器の設置)

第 19 条 量水器(以下「メーター」という。)は、町において設置し、給水量はメーターにより計算する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は水道申込者と合議の上管理者が定める。

3 借住宅における各戸の量水器設置及び維持管理に要する費用は、所有者が負担する。ただし、親メーターの設置及び維持管理は、町が行う。

(メーターの貸与及び管理)

第 20 条 メーターは、水道の利用者又は給水装置の所有者(以下「水道利用者」という。)に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は破損した場合は、その損害額を賠償しなければならない。

(メーターの試験)

第 21 条 管理者は、水道利用者において使用量に疑いがあると認めるときは、そのメーターの機能試験を請求することができる。

2 前項の試験によるメーターの取付及び取外しの費用は、請求者の負担とする。

3 試験の結果、水量差異が、100 分の 4 以内の場合は所定の試験手数料を徴収し、100 分の 4 を超える場合は前項の費用は町の負担とし、かつ、試験の手数料は徴収しない。

(給水の休止、廃止又は変更等の届出)

第 22 条 水道利用者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を休止し、又は廃止するとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消火演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者は、次の各号のいずれかに該当するとき、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道利用者等の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消火用として水道栓を使用したとき。

(4) 代理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(水道利用者の管理上の責任)

第 23 条 水道利用者は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状のあるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕に要する費用は、水道利用者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者の責任とする。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の納付義務)

第24条 水道使用者は、水道料金(以下「料金」という。)を納付しなければならない。

(料金)

第25条 料金は、次の表に掲げる基本料金と超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た金額を水道使用者又は特定の給水料金納付者からこれを徴収する。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

種別	用途	料金	
		基本料金(1箇月につき)	超過料金(1m <sup>3</sup> )
専用給水装置	家事用	水量 8m <sup>3</sup> 以下 1,286 円	9m <sup>3</sup> 以上 15m <sup>3</sup> 以下 190 円 16m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 200 円 31m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 以下 214 円 51m <sup>3</sup> 以上 223 円
	営業用	水量 10m <sup>3</sup> 以下 2,096 円	11m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 以下 242 円 51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 以下 257 円 101m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> 以下 266 円 201m <sup>3</sup> 以上 276 円
	団体用	水量 10m <sup>3</sup> 以下 2,000 円	11m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 以下 238 円 51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 以下 252 円 101m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> 以下 261 円 201m <sup>3</sup> 以上 266 円
私設消火栓	演習用	1基1回5分ごとに 500 円	
臨時給水栓	臨時用	水量 5m <sup>3</sup> 以下 2,858 円	6m <sup>3</sup> 以上 380 円
共用給水装置	共同用	全戸数が家事用の場合は、使用水量を各戸が平均に使用したとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用で除し、1戸平均が 25 立法メートル以下の水量を使用した場合は家事用で、25 立法メートルを超える水量を使用した場合は営業用で徴収する。なお、空き屋が生じても戸数とみなす。	
	共同用差額水道料金	水量 1m <sup>3</sup> 以下 286 円	子メーターで料金徴収、親メーターで差額徴収を行うもの 2 立法メートル以上 190 円

## 付記

- (1) 家事用とは、主として家庭用水道を使用する場合をいう。
- (2) 営業用とは、営業又は営業に付随する用途に水道を使用する場合をいう。
- (3) 団体用とは、学校、官公署、公共団体及びこれらに準ずる用途に水道を使用する場合をいう。
- (4) 演習用とは、私設消火栓を用いて消火演習に水道を使用する場合をいう。
- (5) 臨時用とは、工事、興行、売店等短期間臨時用に水道を使用する場合をいう。
- (6) 共同用差額水道料金とは、共同住宅等の親メーター水量と子メーター水量との差額水量のことをいう。

### (料金の算定)

第 26 条 料金は、定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定める日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 借住宅における料金の算定は、管理者は配水管と受水槽の間に親量水器を設置し、これに表示される水量を料金として徴収する。この場合において、各居住者の子メーターを個別的に検針し、各居住者から料金を徴収するとともに子メーターと親メーターの水量の差に応じた料金は、所有者から徴収する。

### (使用水量及び用途の認定)

第 27 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 1 個のメーターで料率の異なる 2 種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

### (特別な場合における料金の算定)

第 28 条 月の中途において、水道の使用を開始し、変更し、中止し、又は廃止した場合、その月の料金は次のとおりとする。

- (1) 使用日数が 15 日以内又は基本水量以下の場合は、調定前又は調定後の料金に加算して徴収することができる。
- (2) 月の中途でその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

## 第 29 条 削除

### (料金の徴収方法)

第 30 条 料金の徴収は、口座振替又は自主納付の方法により毎月徴収する。

### (手数料)

第 31 条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込み後これを徴収することができる。

- (1) 第 7 条の申込みをするとき

1 件につき 750 円

(2) 第 9 条第 1 項の指定をするとき

1 件につき 13,000 円

(3) 第 9 条第 2 項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき

1 件につき 750 円

(4) 第 9 条第 2 項の工事の検査をするとき

1 件につき 1,000 円

(督促手数料及び延滞金)

第 32 条 第 25 条の料金又は前条の手数料の延滞者に対する督促手数料及び延滞金は、与那原町の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和 47 年与那原町条例第 27 号)の例による。

(料金及び手数料の軽減又は免除)

第 33 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

## 第 5 章 管理

(給水装置の検査等)

第 34 条 管理者は、水道の管理上必要があるときは、給水装置を検査し、水道使用者に対し適当な措置を指示し、又は町自らこれを行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、給水装置保管責任者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 35 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第 36 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給水を停止することができる。

(1) 給水を濫用し、又は許可を受けずにこれを販売分与し、若しくは用途外に使用したとき。

(2) メーターの作用を妨害し、又は使用料の徴収を免れようとしたとき。

(3) 規定の手続を経ないで給水工事の築造、撤去、加工又は変更をしたとき。

(4) みだりに私設消火栓又は割水弁等を開閉したとき。

- (5) 係員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (6) 料金、工事費、手数料又はこの条例に基づく納付金を期限内に納付しないとき。
- (7) 給水関係者が給水装置の管理をしないとき。
- (8) その他この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。

(給水装置の切離し)

第 37 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が 60 日以上所在が不明かつ給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用休止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 7 条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第 16 条の第 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者
- (2) 第 9 条第 1 項の指定を受けないで給水装置の工事を行った者
- (3) 第 23 条第 1 項の届出を行わないで水道を使用した者

(料金を免かれた者に対する過料)

第 39 条 詐欺その他不正な行為によって第 25 条の料金又は第 31 条の手数料の徴収を免かれた者は、その免かれた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料に処する。

## 第 6 章 貯水槽水道

(町の責務)

第 40 条 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し、必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第 41 条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の規定により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

## 第 7 章 補則

(委任)

第 42 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、1967年7月1日から施行する。

附 則(1971年6月29日)

この条例は、1971年7月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第19号)

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第6号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、水道料金については、9月分検針から施行する。

附 則(平成5年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条第1項第1号中の給水使用料金については、10月検針の11月徴収分から実施する。

附 則(平成8年条例第10号)

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第14号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第6号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第31号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 26 号)

この条例は、平成 15 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 4 号)

この条例は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 4 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 25 条第 1 項の「108」については、平成 26 年 5 月検針分から適用する。

附 則(令和元年条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 25 条の規定は、令和元年 11 月検針分の料金から適用する。